

【6.6.0.14】商標調査における共通事項 – 侵害防止調査

使用を検討していた商標が、すでに他者により権利化されていた場合、事前に把握することができれば他者の権利侵害を未然に防ぐことができる。

1) 基礎知識・準備編

海外商標を対象に侵害防止調査を行う場合、検索項目としては商標を構成する文字要素、「標章の図形要素の細分化ウィーン分類（以下、図形等分類（ウィーン分類）」、「標章の登録のための商品およびサービスの国際分類（以下、国際分類（ニース分類）」などを指定する方法、これらを組み合わせる方法などがある。

どのような国際分類（ニース分類）で検索したら良いかわからない場合には、独立行政法人工業所有権情報・研修館が提供する「特許情報プラットフォーム J-PlatPat」の商標 6.商品・役務名検索を利用して使用や出願を検討している指定商品や指定役務を検索し、HIT した国際分類（ニース分類）の中で関連度が高い分類を選択するという方法がある。図形等分類（ウィーン分類）については、J-PlatPat の商標 5. 図形等分類表を利用して、図形等分類（ウィーン分類）を特定することができる。

なお、商標権は更新期限があることから、権利状況（未更新による権利満了や不使用取消などによる権利消滅）などを検索条件に加えることで、効率的に調査を行うことが可能となる。

Point

調査対象は、製品の販売やサービスの提供をする予定の国や地域とし、さらに出願中や権利存続中の商標に絞ることで効率的に調査することができる。
調査対象とする商品もしくは役務は、該当する国際分類（ニース分類）を利用し、類似する商品もしくは役務含み広範囲に調査することが重要である。